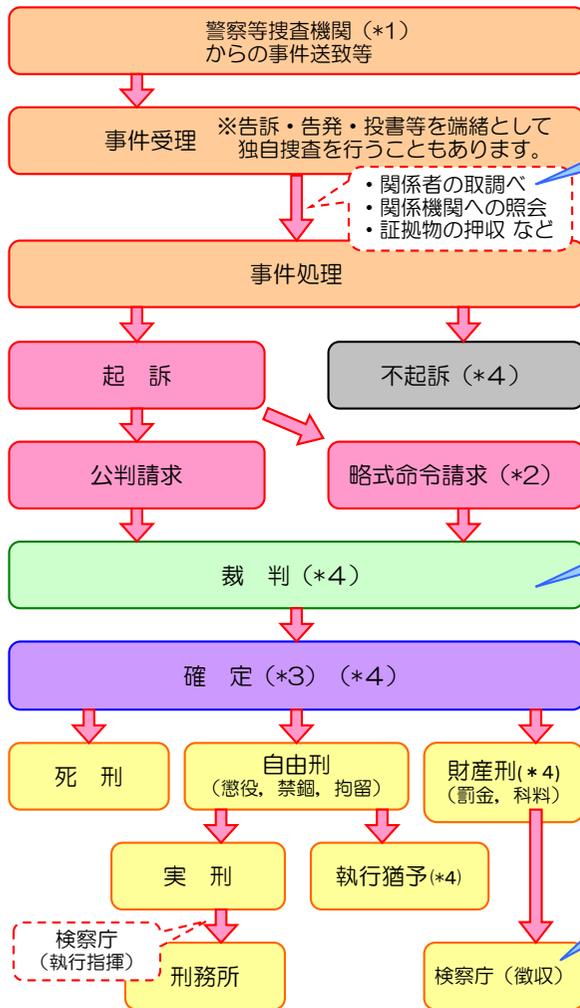


刑事手続の流れ



取調べの様様
右奥が検察官
左側が検察事務官



裁判員裁判の様様
裁判官席中央3人が裁判官
裁判官の両側各3人が裁判員



財産刑執行の様様
徴収金納付窓口で罰金を納める納付義務者

*1 警察等捜査機関
警察以外の捜査機関として労働基準監督署、刑務所、自衛隊などがあります。

*2 略式命令請求
法廷を開かず、被疑者の同意を得て、簡易裁判所が書面審理で刑を言い渡す簡易な刑事手続によってなされる裁判を請求する起訴のことで、100万円以下の罰金または科料の刑を科す場合に限られます。

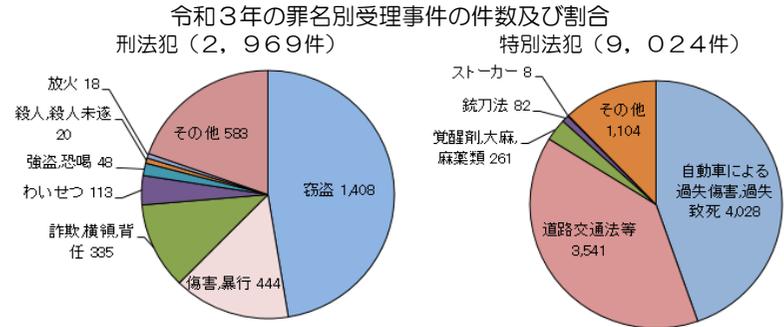
*3 確定
上訴期間（14日）の経過や上訴権の放棄などによって、不服申立が不可能になった状態のことをいいます。

*4 更生緊急保護
更生緊急保護の手続は、裁判後の確定を待ってはいけません。タイミングを逸してしまうので、裁判の言渡しや命令がなされた時点で、また、不起訴処分の場合も釈放手続と共に進みます。

刑事事件 Q & A

※グラフはすべて支部・区検を含む宇都宮地方検察庁全体の件数

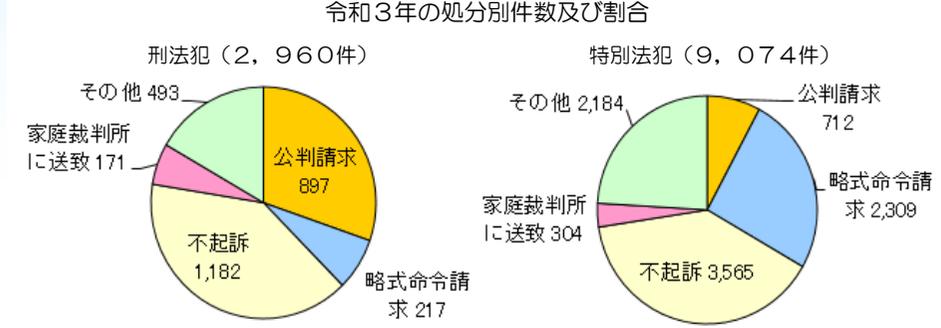
Q. 検察庁ではどんな事件を捜査しているの？



Q. 検察庁の捜査と警察の捜査に違いがあるの？

警察は一般的に刑事事件の第一次的な捜査を行い、検察官は起訴・不起訴を決めるための捜査を行います。
検察官は、裁判所に対し、起訴して処罰を求めるという責任があるため、警察の捜査記録を確認するだけでなく、その内容が真実であるかどうかを、事件の当事者から直接事情を聞くなどして積極的に自ら真相解明に努めています。

Q. 事件はどのような処分がなされているの？



Q. 裁判にかけられた事件の判決はどうなっているの？

